上　　申　　書

　令和　　年　審第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事件

　この事件は、　　　海難審判所に審判開始の申立てがされていますが、次の理由により同審判所に出頭することが困難ですから、　　　海難審判所で映像等の送受信による通話の方法による尋問を受けられるよう上申いたします。

　理 由

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　受　　審　　人

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　指定海難関係人

　　　　　海難審判所　御中